

飼料価格高騰緊急対策のごあんない

～飼料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

飼料価格の高騰による畜産経営への影響緩和のため、飼料コスト低減に取り組む農業者の皆様の飼料費の一部を支援します。

支援の対象となる飼料

- (1) 配合飼料
- (2) 単体飼料等



支援の内容

支援の対象となる飼料に、200円/トンを支援します。

対象となる数量は

- (1) 配合飼料: 令和7年度配合飼料価格安定制度加入契約数量
- (2) 単体飼料等: 令和7年4月から令和8年2月までに購入し
納品された単体飼料及び配合飼料等 となります。

↓
単体飼料: とうもろこし、マイロ、大麦、小麦、大豆油かすの5種
配合飼料等: 配合飼料価格安定制度非加入農家の配合飼料等

申請方法・必要な書類

購入している飼料の種類、購買元に応じて申請方法が異なります。
どのパターンに該当されるか、次ページ以降をご確認ください。

申請・請求は、令和8年3月5日(木)必着となります。
畜産課 畜産経営班へメール・郵送等によりご提出ください。

畜産農家のみなさまへ①

(1) 配合飼料の申請方法

令和7年度の配合飼料価格安定制度に加入されている方は
県へ申請は不要です。

配合飼料価格安定制度取扱団体(農業協同組合、長崎県配合飼料価格安定基金協会)から県へ申請していただきますので、参加申込書(様式第6号)の作成について、配合飼料価格安定制度取扱団体とご確認をお願いします。

加入契約数量を配合飼料価格安定制度取扱団体とご確認ください。

配合飼料価格安定制度の補てん金受取口座へ補助金が振り込まれます。

(2) 単体飼料等の申請方法

- ① 農業協同組合から単体飼料等を購入している場合は
県へ申請は不要です。農業協同組合から県へ申請していただきます。

購入数量・振込口座を、農業協同組合とご確認ください。
配合飼料価格安定制度へ非加入の場合、振込口座をご指定ください。

配合飼料価格安定制度の補てん金受取口座もしくは指定の口座へ
補助金が振り込まれます。

- ② 農業協同組合以外の単体飼料等販売店から購入している
場合はご自身で県への申請が必要です。

単体飼料等販売店へ単体飼料等販売・納品証明書(様式第5号)の
作成を依頼していただき、令和7年度飼料価格高騰緊急対策事業
実績書及び単体飼料等購入実績書(様式第4号)、参加申込書(様式
第6号)、参考様式による申請が必要です。

令和8年2月末の納品数量確定後に書類を作成開始されますと
申請期日へ間に合いませんので、対象となる単体飼料等の種類の
事前確認を行うなど、計画的な書類作成のご準備をお願いします。

指定口座へ県から補助金が振り込まれます。

畜産農家のみなさまへ②

申請パターンA

配合飼料価格安定制度に加入し、(1)配合飼料を使用している
→ 県へ申請不要(参加申込書の作成は必要です)

申請パターンB

(2)単体飼料等を農業協同組合から購入している

→ 県へ申請不要

購入先が複数であっても、全て農業協同組合からの購入であれば
県へ申請不要です。農業協同組合と数量・振込口座をご確認ください。

申請パターンC

(2)単体飼料等を①農業協同組合と②飼料販売店から購入している

→ ①農業協同組合からの購入分は県へ申請不要ですが

②飼料販売店からの購入分はご自身で県へ申請が必要です。

※ 対象となる単体飼料等の種類・原料名をご確認ください。

申請パターンD

配合飼料価格安定制度に非加入で、配合飼料を使用している

→ (2)単体飼料等に該当するため、ご自身で県へ申請が必要です。

単体飼料等販売店に販売・納品証明書の作成を依頼し、規格書・
表示票等をご準備ください。農業協同組合からの購入分は、
農業協同組合と数量を確認ください。

補助対象となる(2)単体飼料等

単体飼料の種類	対象となる原料名
とうもろこし	丸粒とうもろこし、圧ペンとうもろこし、 二種混合飼料(とうもろこしが主体のもの)
マイロ	マイロ
大麦	大麦、圧ペン大麦、粉碎麦
小麦	小麦、圧ペン小麦、小麦粉、末粉
大豆油かす	大豆油かす、大豆粕フレーク、大豆粕ミール、加熱大豆

※ 表に記載されていない5原料に準じる単体原料が補助対象となるかは
畜産課へお問い合わせください。

※ 配合飼料価格安定制度非加入農家の配合飼料等は、その他として扱います。

配合飼料価格安定制度取扱団体(農業協同組合・長崎県配合飼料価格安定基金協会)のみなさまへ

(1)配合飼料の申請方法

令和7年度の配合飼料価格安定制度加入契約状況の取りまとめ・参加申込書(様式第6号)の案内をお願いします。

県からの入金後、農家への振込をお願いします。

(2)単体飼料等の申請方法

令和7年4月から令和8年2月末までに組合員が購入し納品した単体飼料等の数量実績の集計をお願いします。

作成していただく様式は、(1)配合飼料と(2)単体飼料等を合わせた令和7年度飼料価格高騰緊急対策事業実績書(様式第2号)、令和7年度配合飼料価格安定制度加入契約内容及び単体飼料等購入実績書(様式第3号)となります。

基金取扱団体間で、重複して申請することのないようご注意ください。
また、支援合計額は「取扱合計数量×200円/トン」ではなく「農家ごとの補助金額の合計」となる点についてご注意ください。

県からの入金後、農家への振込をお願いします。

単体飼料等販売店のみなさまへ

農家から依頼がありましたら、単体飼料等販売・納品証明書(様式第5号)を作成し農家へ提出するようお願いします。

対象となる原料について、確認をお願いします。

配合飼料価格安定制度加入者の数量をその他に含めないようご注意ください。数量が重複となります。

対象となる数量は、長崎県の農場へ令和7年4月から令和8年2月までに購入し納品された数量です。

補助金は、県から農家へ直接支払われます。



スケジュール

令和7年12月:事業申請方法説明会(予定)

(1)配合飼料に対する支援

令和7年11月～:交付申請・実績報告・交付請求

令和7年11月～:支出



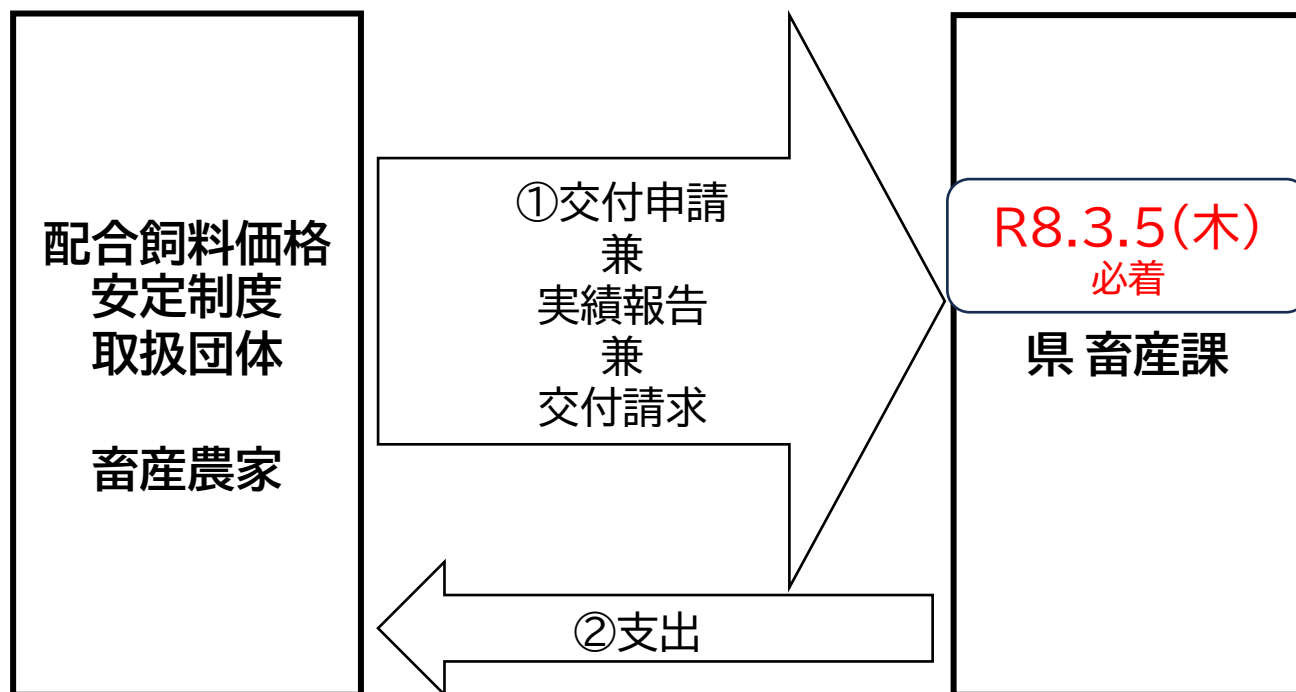
(2)単体飼料等に関する支援

令和7年11月～令和8年3月:交付申請・実績報告・交付請求

令和7年11月～:支出

※ 配合飼料価格安定制度取扱団体によっては、(1)と(2)を
合わせての申請となるため、(2)のスケジュールとなる可能性あり。

支出までの流れ



※ 本事業は、交付申請・実績報告・交付請求を同時に行うことができます。

令和8年3月末までに支出を完了させる必要があるため、①交付申請・実績報告・交付請求の提出期限を、令和8年3月5日(木)必着といたします。

提出いただく書類一覧 R8.3.5(木) 県必着

		配合飼料価格 安定制度 取扱団体	個人で申請が 必要な農家
様式 第1号	令和7年度飼料価格高騰緊急対策 事業費補助金交付申請書兼 実績報告書兼交付請求書	○	○
様式 第2号	令和7年度飼料価格高騰緊急対策 事業実績書	○	×
様式 第3号	令和7年度配合飼料価格安定制度 加入契約内容及び単体飼料等購入 実績書	○	×
様式 第4号	令和7年度飼料価格高騰緊急対策 事業計画書実績書及び単体飼料等 購入実績書	×	○
様式 第5号	単体飼料等販売・納品証明書	×	○
様式 第6号	令和7年度飼料価格高騰緊急対策事業 における参加申込書	○ 団体で保管	○
参考 様式	暴力団排除にかかる誓約書	○ 団体で保管	○
	補助金振込口座の通帳の写し (通帳表紙及び1・2ページの見開き)	×	○

Q&A

	問 い	答 え
①	配合飼料の対象期間が年間であることに對し、単体飼料等の対象期間が令和8年2月までとなっている理由は？	令和8年2月の購入分で3月に使用する数量もあり、3月末購入分には4月給与分も含まれる可能性があるためです。 また、国の重点支援地方交付金を活用した事業であり、年度内に支出する必要があるためです。
②	単体飼料5原料の根拠は？ ふすまは支援対象となるか？	根拠は、配合飼料価格安定制度の基準価格算定の5原料(とうもろこし、マイロ、大麦、小麦、大豆油かす)に準ずる原料となっております。よって、ふすまは対象外となります。
③	配合飼料の使用実績が年間契約数量を上回ったor下回った場合の扱いは？	配合飼料への支援は、使用実績ではなく、 <u>年間契約数量</u> が対象数量となります。 (800円/トンの負担をした分)
④	年度途中で廃業した場合は？	配合飼料は年間契約数量、単体飼料等は購入実績を支援対象数量とします。 配合飼料は、廃業・災害・疾病等が原因であれば、年度途中での契約数量の下方修正が認められていますので、修正後の契約数量が補助金の対象数量となります。
⑤	農業協同組合は、単体飼料等の販売業者に該当するか？	該当します。数量を県へ申請していただきます。農業協同組合以外の販売業者から単体飼料等を購入している場合は、単体飼料等販売店作成の販売・納品証明書を添付し、農家自身で県へ申請していただきます。
⑥	本社は長崎県外に所在するが、長崎県内農場分を配合飼料価格安定制度へ加入している場合は本事業の対象となるか？	対象となります。 配合飼料価格安定制度の加入契約内容に基づき支払いを行います。
⑦	申請書類に押印は必要か？	不要となりますが、本人確認を行うことがありますので様式中の発行者・電話番号の欄へご記入をお願いします。



QRコードはこちら



県庁ホームページでも資料を掲載しております。

県庁HP → しごと・産業 → 農業 → 流通飼料・エコフィードに関する情報 → 飼料価格高騰緊急対策事業

長崎県 飼料価格高騰緊急対策事業



お問い合わせ先 畜産課 畜産経営班 095-895-2954